

第1節

首都圏における公共空間の
民間経済活動の場への開放

1. 公共空間の民間経済活動の場への開放

近年、街路、公園等の公共空間を民間の経済活動の場として開放し、公共空間の運営の一部について、民間の創意工夫や資金を活用することにより、良好な公共サービスを提供するとともに、民間の事業機会の拡大による経済成長を促し、また、まちのにぎわいの創出、エリアとしての価値向上を指向する取組が、首都圏においても活発化しつつある。法制度としても、このような取組を推進する観点から、都市再生特別措置法、国家戦略特別区域法及び中心市街地の活性化に関する法律の規定に基づく道路占用許可の特例制度（平成23(2011)年度施行、平成25(2013)年度施行、平成26(2014)年度施行）や都市緑地法等の一部を改正する法律（都市公園法の一部改正）の規定に基づく都市公園の公募設置管理制度（いわゆるPark-PFI。平成29(2017)年度施行）等が措置されている。

これらの取組は、民間事業者にとっては、新たな事業機会の創出、投資対象の多様化等のメリットがある一方、公的主体にとっても、民間事業者からの収益の還元を通じた公共施設等の運営等に関する財政負担の軽減、公共サービスの効率的・安定的な供給といったメリットがあり、両者のwin-winの関係を実現するものと評価される。加えて、地域住民にとっても、公共サービスの充実に伴う利便性・安全性の向上、まちのにぎわいの拡大に伴う地域の活性化、集客増加に伴う経済波及効果といった多様な効果も期待できる。

以下、現在、首都圏において、公共空間を民間の経済活動の場として開放し、インフラの効率的維持管理やまちのにぎわい創出等を目的に行われている取組について、その背景や具体的内容を検証・紹介し、今後、首都圏内、ひいては全国において創意工夫に富む取組が拡大することを期待するものである。

2. 民間経済活動に伴う収益還元等によるインフラ維持管理の効率化

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されている。国土交通省所管分野における社会資本の今後30年後までの維持管理・更新費の推計によると、長期的な費用の増加の程度は、平成30(2018)年と比較し、20年後、30年後ともに約1.3倍となる見込みである。その間、26年後に最大の1.4倍（7.1兆円）となると見込まれている。また、今後30年間の維持管理・更新費の合計は、176.5～194.6兆円程度となると推計されている（図表1-1-1）。

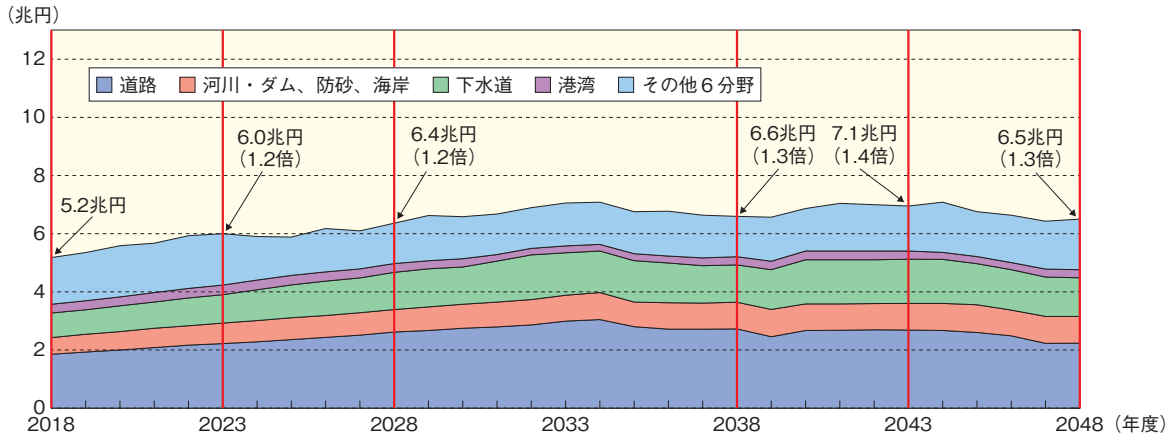
今後も継続した新技術やデータの積極的活用、集約・再編等の取組による効率化を図り、持続的・実効的なインフラメンテナンスの実現を目指す必要がある。

都市インフラの一つである都市公園等の面積、箇所数の推移を見てみると、ともに増加傾向であり、平成11(1999)年と比較し、平成28(2016)年時点において面積で約3割、箇所数で約4

割増加している（図表1-1-2）。

維持管理費の推移をしてみると、ヘクタール当たりの維持管理単価は平成11(1999)年時点の3分の2程度で推移するものの、公園面積の増加に伴い維持管理費総額は増加傾向にある（図表1-1-3）。

図表1-1-1 国土交通省所管分野における維持管理・更新費の推計結果



注1：国土交通省所管12分野（道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設）の国、都道府県、市町村、地方公共団体、地方道路公社、(独)水資源機構、一部事務組合（海岸、下水道、港湾）、港務局（海岸、港湾）が管理者のものを対象に推計。鉄道、自動車道は含まれていない。このほかに、高速道路6会社は、維持管理・更新費として約19.4兆円（2019～2048年度）を予定。

注2：2018年度の値は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値

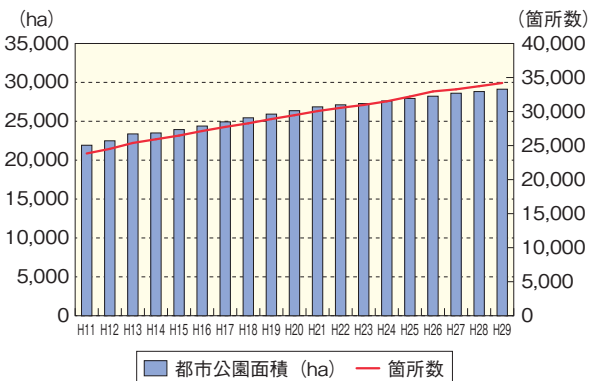
注3：河川等は、河川・ダム、砂防、海岸の合計

注4：6分野は、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設

注5：推計値は幅を持った値としているため、グラフは最大値を用いている

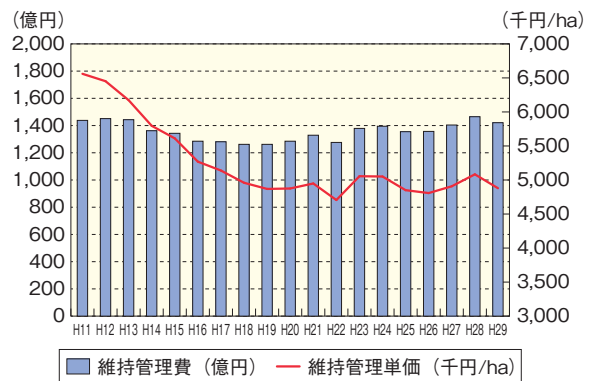
資料：国土交通省

図表1-1-2 首都圏における都市公園等の箇所数、面積の推移



資料：「都市公園等整備現況調査」（国土交通省）

図表1-1-3 首都圏における都市公園等の維持管理費の推移



①南池袋公園／グリーン大通り〔東京都豊島区〕

持続可能な公園経営×緑の回廊

豊島区の南池袋公園は、従前、木がうっそうとして薄暗く、治安も決して良いとは言い難い公園であった。池袋エリアの再開発に伴い新たな変電設備用地を必要とした東京電力と、南池袋公園の公園環境改善を望みながらも財政的に難しかった豊島区との利害が一致し、さらに、地下の余剰空間に自転車駐輪場を整備することで、当時の地域課題であった放置自転車の解消も実現できるとして、南池袋公園の再整備プロジェクトが実施されることとなった。工事により6年半閉鎖されていたが、周辺の木々は伐採され、全面芝生張りの明るい空間の公園に生まれ変わり、平成28(2016)年4月にリニューアルオープンして以降、昼夜問わず多くの人で賑わう人気のスポットとなっている。

本公園の再整備を検討するに際し、行政と地域とが協働しながら公園空間の良好な保全と健全なにぎわいを創出し、地域の活性化を図ることを目的に、「南池袋公園をよくする会」が設立された。会員は商店会・町会・区の代表者、隣接地権者、カフェレストラン運営者、学識経験者、植栽管理者で構成され、公園利用のルールや公園の更なる魅力向上につながる活動等について協議をする場となっている。

また、南池袋のエリアとしての価値向上を図るため、公園の再整備に併せ、園内に魅力的な店舗（オープンスタイルのカフェ・レストラン）の誘致を行い、出店者の収益の一部は、変電所の地下占用料等とともに、公園の維持管理を始め、公園における地域貢献活動やイベントの実施経費に充当される仕組みとなっている。

さらに、南池袋公園に隣接するグリーン大通りにおいても、緑豊かな広幅員歩道の街路空間（緑の回廊）を有効活用し、オープンカフェ・キッチンカーやマルシェ等の社会実験を行い、南池袋公園との相乗効果を目指している（図表1-1-4）。

図表1-1-4 南池袋公園／グリーン大通り



資料：豊島区提供

② (仮称) 造幣局地区防災公園 (東京都豊島区)

公園空間活用×民間・公共のWIN-WIN

(仮称) 造幣局地区防災公園は独立行政法人造幣局東京支局跡地に整備中の防災公園で、首都圏初のPark-PFI (公募設置管理制度) 導入事業である。

豊島区は、造幣局東京支局の移転による大規模な土地利用転換に合わせ、池袋副都心と木造住宅密集地域の双方に隣接した立地特性に配慮した上で、災害に強く、文化とにぎわいを創出する活力ある市街地の形成を目指し、平成26(2014)年10月に「造幣局地区街づくり計画」を策定するとともに、併せて、同計画で位置付けられた公園の役割や機能、公園計画の基本的な考え方を示した「(仮称) 造幣局地区防災公園基本計画」を策定した。また、平成27(2015)年1月、区は、独立行政法人都市再生機構に対し、防災公園街区整備事業の実施を要請した。

その後、区と機構は、公園の整備において事業の早い段階から維持管理・運営を見据えた計画立案を行うため、Park-PFIの手法を前提とし、平成29(2017)年9月から平成30(2018)年1月にかけて、公園施設の設計、工事及び管理運営等を一体的に行う民間事業者の公募・選定を行った。

民間事業者と区、機構が連携しながら事業を推進することで、公募対象公園施設の運営による収益を活用し、公共の財政負担を軽減しつつ、にぎわいの創出及び防災公園としての都市公園の質の向上を図り、既存の枠組みにとられない新たなパブリックスペースを生み出すことを目的としている。なお、民間事業者は、公園内でスモールビジネスのスタートアップの拠点施設を整備し、飲食・物販等の起業支援を実施する予定である。

(仮称) 造幣局地区防災公園は、令和2(2020)年春の開園を予定している (図表1-1-5)。

図表1-1-5 (仮称) 造幣局地区防災公園 (完成予想図)



資料：豊島区提供

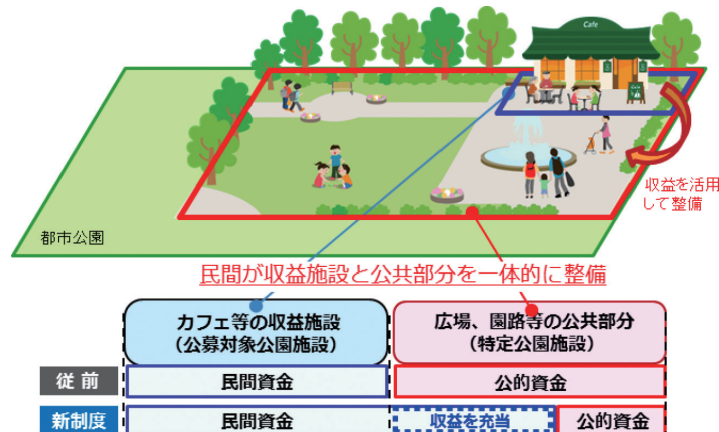
[Park-PFI（公募設置管理制度）]

Park-PFI（公募設置管理制度）は、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることを目的に、平成29(2017)年度に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律（都市公園法の一部改正）により創設された制度。

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募対象施設から得られる収益により園路、広場など公園管理者が指定する公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行う（収益還元する）ことを条件に、公募により選定する手続。民間事業者には、以下の特例措置がインセンティブとして適用される。

- ① 設置管理許可の期間の上限を、10年から20年に延長。
- ② 建ぺい率（公園の面積に占める飲食店、売店等の面積の割合）の上限を、2%から12%に拡大。
- ③ 自転車駐車場、看板、広告等について、「利便増進施設」（占用物件）として設置可能に。

図表1-1-6 Park-PFIのイメージ



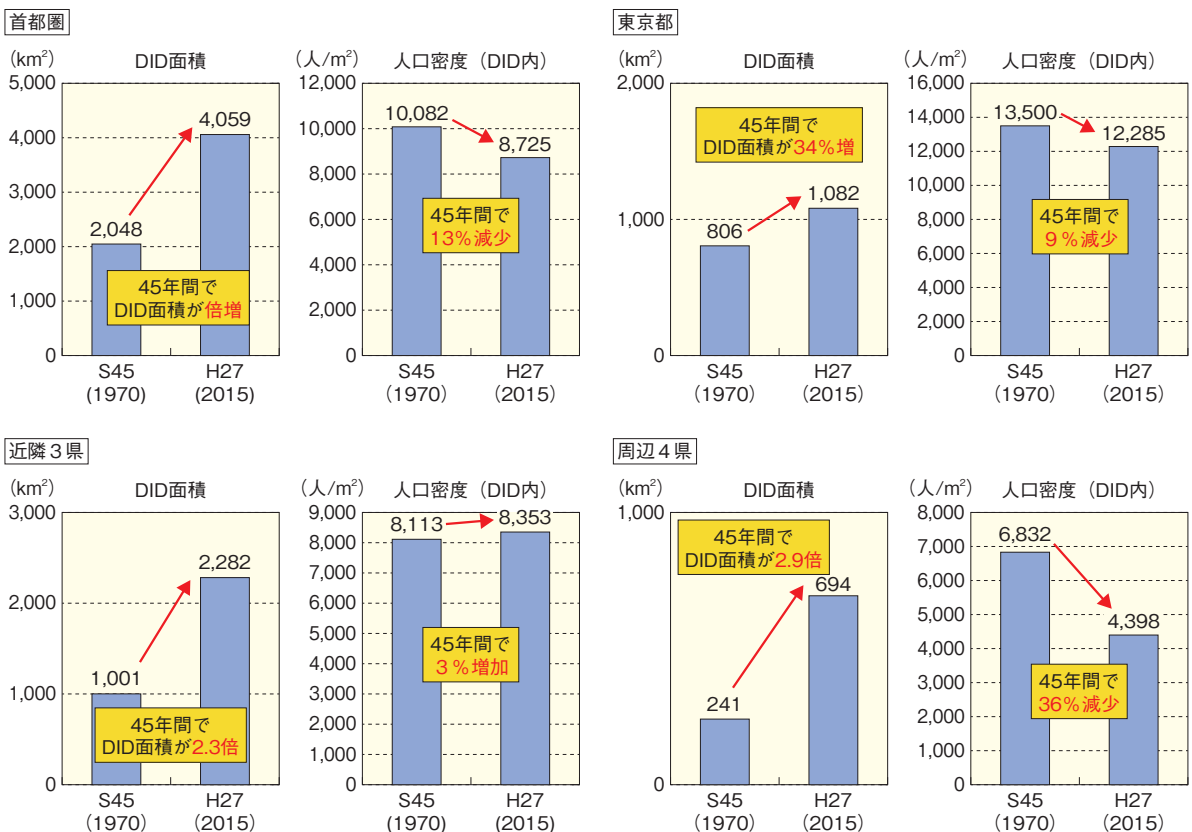
資料：国土交通省都市局作成

3. 公共空間の有効活用によるまちのにぎわいの創出

首都圏におけるDID（人口集中地区：Densely Inhabited District）面積の推移を見ると、高度経済成長期の末期である昭和45(1970)年から平成27(2015)年までの45年間で面積が倍増している。一方、DID地区における人口密度は87%に減少しており、市街地が拡散し低密度化している状況を確認できる。

東京都、近隣3県、周辺4県と圏域毎に見ると、DID面積は共通して増加しており、特に、近隣3県及び周辺4県における増加率が非常に高い。一方、DID地区における人口密度は、近隣3県において若干増加しているものの、東京都及び周辺4県においては減少しており、特に、周辺4県における減少率が非常に高い。このように、特に周辺4県では市街地の拡散、低密度化の傾向が著しく、DID面積が2.9倍に増加している一方、人口密度は64%に減少している。この指標自体が直接まちのにぎわいの喪失を示すものではないが、DID面積の増加とDID地区における人口密度の減少が同時に進行していることは、郊外部の開発が進み、中心市街地のまちのにぎわいの喪失が進んでいることを示唆しているものと推察され、首都圏内各地において、まちのにぎわいの創出が急務の課題となっている（図表1-1-7）。

図表1-1-7 首都圏におけるDID（人口集中地区）面積とDID内人口密度の推移



注：DID（人口集中地区）とは、平成27年度では国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1）原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2）それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域をいう。一方、昭和45年度では国勢調査の担当する地域である調査区を基に設定している。

資料：「国勢調査」（総務省）を基に国土交通省都市局作成

①高崎まちなかオープンカフェ、コミュニティサイクル〔群馬県高崎市〕

街路空間活用×中心街のにぎわいづくり

高崎市の中心市街地は、古くから交通の要衝として発展した歴史を有し、今日でも県内随一の広域交通ターミナル機能を擁し、人口、製造品出荷額等の規模的にも群馬県内最大の都市となっているが、近年、大型小売店の郊外立地や、小規模住宅など開発のスプロールが生じ、中心市街地のにぎわいが減少しているため、快適でにぎわいのある都市の再生等、人々を魅きつけるまちづくりが急務となっていた。

そこで、高崎市と高崎商工会議所は、道路占用許可特例制度に着目し、沿道や地域が一体となった街路空間の利活用により、中心市街地の新たなにぎわいの創出や回遊性の向上を図ることを目的に、高崎市、商工会議所、商店街等により構成する「高崎まちなかオープンカフェ推進協議会」、「高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会」を設立した。平成24(2012)年度にオープンカフェ事業の社会実験を行い、平成25(2013)年4月よりオープンカフェ、コミュニティサイクル事業を実施している。

カフェ等の収益は道路の維持管理、地域イベント等のまちづくりに還元されるとともに、中心市街地等のまちのにぎわい創出につながっている。また、オープンカフェを常設することで、出店者が継続的に道路の管理を行うことから、良好な景観の形成も期待できる。

コミュニティサイクルは稼働率と利便性を高めるため、無登録・無料（デポジット料金100円）で利用可能としており、街の回遊性の向上に寄与している。自転車への広告掲載のスポンサーを商工会議所の会員企業から募集しているが、募集件数を超えて応募があるほど盛況である（図表1-1-8）。

図表1-1-8 高崎まちなかオープンカフェ、コミュニティサイクル スキーム図



資料：高崎市提供

[道路占用許可特例制度]

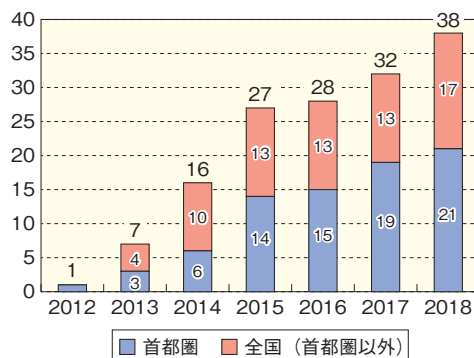
道路占用許可特例制度は、まちの利便性を高めるための施設や設備の設置、まちのにぎわいを創出するためのイベント開催等に対し、道路空間の活用を促す制度であり、平成23(2011)年度に施行された都市再生特別措置法の一部を改正する法律により創設されたものであって、制度の利用実績も着実に増加している(図表1-1-9)。

通常、道路の占用は、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合で一定の基準に適合する場合にのみ許可できることとされているが、市町村が、まちのにぎわい創出等に必要であるとして、都市再生整備計画に位置付けた施設については、一定の条件の下で、許可基準を緩和できることとされている。

これにより、道路や地下道といった公共空間を使用し、オープンカフェの展開、道路区域内への看板や広告塔の設置等が円滑化され、まちの回遊性やにぎわいの創出が促進されている。

また、平成26(2014)年度に施行された中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律においては、ほぼ同様の道路占用許可の特例制度が創設され、平成25(2013)年度に施行された国家戦略特別区域法においては、占用許可の対象物件の範囲が一部拡大された特例制度が創設された。

図表1-1-9 道路占用許可特例制度実績の推移(累計)



資料：国土交通省都市局作成

②soso park(埼玉県草加市)

リノベーションまちづくり×公共空間活用

近年、少子・高齢化による人口構成の変化、人口減少に伴い、空き家や空き店舗といった遊休不動産が増加している。草加市ではこれらの遊休不動産を負の遺産ではなく、これまでよりも安価に活用することができる有用な空間資源として捉え、地域のにぎわい創出、エリア価値向上、コミュニティの活性化、都市型産業の集積といったまちの地域経営課題の解決を目的に、草加駅東口周辺エリアにおいて、「そうかりノベーションまちづくり」が、民間主導・公民連携で取り組まれている。

soso parkは、市の公募型プロポーザルにより選定された民間のまちづくり会社が、道路拡張の際に生じた公共用地の余剰地を借り上げて整備した飲食店を併設したコミュニティパークであり、草加市に住む多様な市民が行き交い集まる活動の拠点として、また、かつての日光街

道と現代のメインストリートとが交差する歴史文化と現代生活の交点として、平成30(2018)年8月にオープンした。

体験の創出、産業の創出、交流の振興の3つのビジョンの下に、パーク内には、草加産採れたて野菜を使用したカフェのほか、キッチンカー等の移動販売車やチャレンジショップスペース、誰もが気軽に利用できる憩いスペース等が設置されており、定期的にマーケットを開催することで草加駅東口周辺エリアのにぎわいづくりに寄与している(図表1-1-10)。

図表1-1-10 soso park



資料：草加市提供

③ミズベリング／渋谷川再生〔東京都渋谷区〕

水辺とまちの未来創造×高度処理再生水による水辺空間の再生

「ミズベリング」とは、かつてのにぎわいを失ってしまった、まちにある川や水辺空間について新しい活用の可能性を創造していくプロジェクトである(「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」の造語)。水辺とまちの未来の創造を指向し、市民、企業、行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と新しいのにぎわいを生み出すことを目的としている。

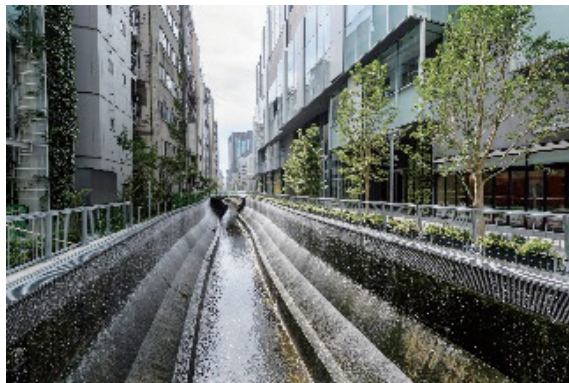
渋谷川は、元々、新宿御苑に主な水源を持ち、渋谷区・港区内(港区内は「古川」と呼ぶ)を通り、東京湾に流れ込む河川であった。都市化に伴い、東京オリンピックが開催された昭和39(1964)年までには、渋谷川上流(稲荷橋以北)のほとんどが暗渠化された。また、開渠となっている部分については、都市の治水機能を補完するものとして、大雨時を除き、水の少ない状態となっていた。

渋谷駅南側エリアの再開発に伴い、渋谷区が主催し、東京都、地元の町会・商店会・まちづくり団体、民間事業者、学識者が参加した「渋谷川環境整備協議会」における検討も踏まえ、清流復活水(高度処理再生水)を放流するための管路を上流側に移設し、護岸の壁伝いに高度処理水を流す「壁泉」と呼ばれる水景施設が整備された。併せて、渋谷駅周辺エリアは緑が少なく、歩行者の滞留空間も不足していたことから、遊歩道(「渋谷リバーastreet」)や広場(「稲荷橋広場」「金玉橋広場」)が整備され、のにぎわいと潤いのある緑豊かな水辺空間が創出された(図表1-1-11)。

平成30(2018)年9月には、渋谷リバーastreetの供用開始と渋谷ストリームの開業を記念したまちびらきプロモーション(「Shibuya River Fes ~あたらしい景色をソウゾウしよう~」)が

行われた。さらに、平成31(2019)年2月には、渋谷ストリームホール及び渋谷川の水辺空間において、ミズベリング・プロジェクト事務局と国土交通省の主催による、ミズベリングのイベント（MIZBERING FORUM 2019）も開催され、河川活用の先進事例の発表等が行われた。

図表1-1-11 渋谷川 清流復活水を活用した壁泉の様子



資料：渋谷ストリーム提供

④敷島公園（群馬県前橋市）

Park-PFI×公園によるにぎわいの創出

群馬県立敷島公園は、利根川と利根川の支流である広瀬川に挟まれた場所に位置する約17.8ヘクタールの公園であり、県内最高峰の野球場や陸上競技場等の運動施設を有した運動公園として、県民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として親しまれている。

公園管理者である群馬県は、来園者のアンケート結果をもとに、園内のにぎわい創出の観点から、カフェやベンチ等を設置することとし、その手法として、北関東三県で初となるPark-PFIの仕組みを活用することとし、平成31(2019)年3月、その設置等予定者となる民間事業者を選定した。この民間事業者は、園内に、公募対象公園施設としてカフェを設置するとともに、その収益をもとに、特定公園施設としてベンチ等を整備することとしている。

なお、カフェの完成、オープンは、令和元(2019)年冬期を予定している（図表1-1-12）。

図表1-1-12 敷島公園内の公募対象施設（カフェ）（完成予想パース）



資料：群馬県提供

⑤ プロジェクションマッピング in 県庁（栃木県宇都宮市）

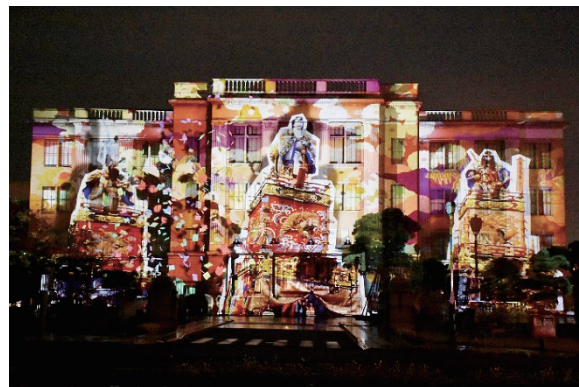
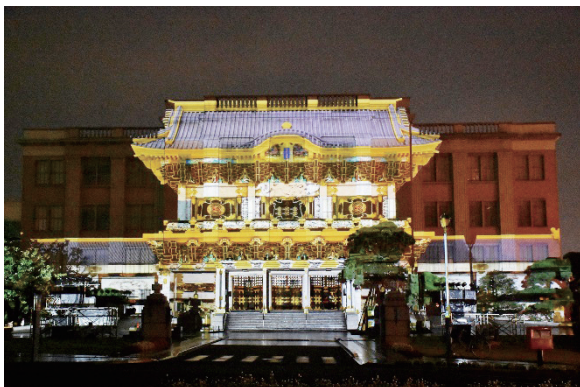
プロジェクションマッピング×都市の魅力発信

栃木県では、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、とちぎの文化を世界に発信する絶好の機会と捉え、「とちぎ版文化プログラム」を策定し、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会で訪日する旅行者を一人でも多く県に呼び込み、文化に触れてもらい、その魅力を世界中に広めてもらうことで、とちぎの魅力ある文化を国内外に発信しつつ、文化の底上げはもとより、県の知名度やブランド力のアップ、更には地域の活性化に繋げていくこととしている。

このプログラムのコンセプトに基づく先導的な取組として、県の魅力を国内・海外に広く発信するため、平成29(2017)年10月、栃木県庁の庁舎を活用して、プロジェクションマッピングイベントが開催された。「祭り」を始め、栃木県が誇る日本有数の自然、歴史的価値の高い建造物等、県の魅力を効果的に発信する3D映像を県庁昭和館に投影した（図表1-1-13）。

なお、本イベントの主催は栃木県であり、本節のテーマである「民間経済活動の場への開放」には直接該当するものではないが、県庁庁舎という公共空間を活用した創意工夫のある取組であると評価し、紹介するものである。

図表1-1-13 栃木県庁昭和館へのプロジェクションマッピング



資料：栃木県提供

【投影広告物条例ガイドライン】

プロジェクションマッピングは、従来、屋外広告物法に基づく地方公共団体の条例のほとんどにより看板等と同様の規制を受けており、一般的に駅前広場や官公署等における実施が禁止されているとともに、禁止されていない地域であっても地方公共団体の許可が必要とされる場合がある等、必ずしも柔軟な活用ができていたという状況ではなかった。

そこで、平成30(2018)年3月に、国土交通省では、プロジェクションマッピング実施の環境整備を推進するため、「投影広告物条例ガイドライン」を作成した。このガイドラインでは、プロジェクションマッピングについて、禁止する地域を住居系用途地域など配慮が必要なところ限定したほか、公益性があり期間限定で行われるものは許可制の適用除外とすることができること等を明示している。

4. 公共空間の有効活用による社会問題の解決

① JR宇都宮駅東口地区整備事業〔栃木県宇都宮市〕

LRT×PRE（公的不動産活用）による交通結節点のにぎわい創出

宇都宮市の人口は、平成19(2007)年に北関東で初めて50万人を超える等、昭和30(1955)年以降一貫して増加傾向を続けてきたが、平成30(2018)年に、対前年で人口減少に転じたところである。こうした状況下においても、人や企業に選ばれ、持続的に発展できるまちづくりを進めるため、市では、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に取り組んでおり、その施策の中心となっているのが、JR宇都宮駅の東西を結ぶLRT（Light rail transit）である。既に平成30(2018)年6月に工事着手しており、令和4(2022)年3月の優先整備区間（JR宇都宮駅東側約15km）の開業を目指している。

一方、このLRT等との交通結節点となるJR宇都宮駅東口地区では、民間事業者等との一体的な開発を前提として、市が平成8(1996)年と平成10(1998)年に旧国鉄清算事業団用地を取得し、平成15(2003)年には最優先交渉者を選定したが、リーマンショック等の影響もあり、平成21(2009)年に開発が頓挫した。このため、同地区においては、約10年間にわたり餃子店や駐車場による暫定利用が続き、市としては、LRT等との交通結節点としてのにぎわい創出が大きな課題となっていた。

そこで、市は、LRTの整備を契機として、改めて同地区において民間事業者を活用した開発を実施することとし、公募により平成30(2018)年6月に不動産会社や建設会社等の複数の企業等から構成される「うつのみやシンフォニー」を優先交渉権者として選定した。この「うつのみやシンフォニー」の整備計画においては、市が保有する同地区内の土地を、50年の定期借地により活用し（一部の用地は売却予定）、コンベンション施設や交流広場、自転車駐車場といった公共施設のほか、タイの5つ星ホテルや商業施設、高度専門病院等の民間施設を整備することとしており、LRT等との交通結節点としてのにぎわいづくりに大きく寄与することが期待されている。また、本事業については、未利用エネルギーの活用等による低炭素なまちづくりのほか、良好な景観形成を指向するとともに、施設開業後はエリアマネジメント協議会を設立し、エリアとしての価値向上を図ることとしている（図表1-1-14）。

図表1-1-14 JR宇都宮駅東口地区整備事業（完成予定パース）



資料：宇都宮市提供

②いずみ反町公園保育園〔神奈川県横浜市〕

都市公園活用×保育待機児童解消

平成29(2017)年4月、横浜市の反町公園内に国家戦略特別区域による特例制度を活用した都市公園内保育所の設置特例により政令市で初めて認定を受けた保育所として、いずみ反町公園保育園が開園した。

横浜市では、従来から待機児童対策に力を入れており、保育所整備を積極的に進める一方で、用地の確保が困難な地域での整備については課題となっていた。そこで市は、本制度を活用した保育所と公園との両者の有益な関係性等について検討するため、学識経験者や保育施設整備担当、公園管理担当を交えた研究会を発足させた。その検討結果を踏まえ、現状の公園利用や景観等を損なわずに保育所の設置が可能であることから、平成26(2014)年4月に用途廃止した旧公園管理詰所の建物を有効活用し、保育所（いずみ反町公園保育園）としてリノベーションした。

本保育所の開園後は、保育所と公園愛護会との合同イベント等が実施され、子供たちと公園愛護会員との親睦を深める活動が行われている（図表1-1-15）。

図表1-1-15 いずみ反町公園保育園外観と公園愛護会と合同の焼き芋大会・クラフトづくり体験イベント



資料：横浜市提供

【都市公園における保育所等の設置】

従来、都市公園において、保育所その他の社会福祉施設は占用物件として認められてこなかった。近年、全国各地において待機児童問題等が深刻化する中、その課題解決の一つの手法として、平成27(2015)年度に施行された国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（国家戦略特別区域法の一部改正）により、国家戦略特別区域内の都市公園に限り、そのオープンスペース機能を損なわない範囲で都市公園における占用許可特例として保育所等の設置が認められるようになった。

また、平成29(2017)年の都市緑地法等の一部を改正する法律（都市公園法の一部改正）により、本制度が一般化され、国家戦略特別区域以外の全国の都市公園においても保育所等の設置が認められるようになっている。